

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は森林認証に係わる労働者の人権を擁護するため以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止
法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。
2. 強制労働の排除
いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。
3. 雇用及び職業における差別の撤廃
基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。
4. 結社の自由と団体交渉権の尊重
国連の提唱する普遍的原則(結社の自由・団体交渉権の承認)を支持します。

2022年5月13日制定
西川コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 西川栄一